

1 募集期間:令和5年12月18日(月)～令和6年1月26日(金)

提出件数:5人 15件

提出方法:意見募集専用フォーム4人、FAX1人

2 意見及び市の考え方

取扱区分:A(原案を修正します)1件、B(ご意見を踏まえ取組を推進します)6件、C(原案に盛り込まれています)1件、D(原案のとおりとします)7件 計15件

| 番号 | 該当箇所                   | 頁        | 市民からの意見(原文)  | 取扱区分 | 市の考え方  |
|----|------------------------|----------|--|------|--|
| 1  | 第2章<br>2 障がい者手帳所持者数の推移 | 9ページ     | 手帳保持者だけの数値が出ているが、手帳を申請していない対象者・支える家族も含めると人数は増えると思う。<br><u>特別支援学校や通級指導教室に通っていない通常級に通っている児童や親の状況は把握しているか？</u> そういった親子への支援も含め、手帳申請について知らずサービスを受けられない人への周知・働きかけもご検討ください。 | B    | 支援を要する児童、生徒については、手帳の有無に関わらず、学校や保護者、関係機関からの連絡を受けて、教育委員会が把握し、必要に応じて訪問や面接等を行い対応を進めています。<br>なお、障がい福祉課や障がい者相談支援事業において、手帳の有無に関わらず、日常生活における困りごとなど相談に応じ、支援を行っているところです。<br>必要な支援につながるよう、様々な情報提供や、相談窓口の周知に努めてまいります。  |
| 2  | 第3章<br>4 アンケート調査の結果    | 29～40ページ | <u>P29-40アンケート調査、身体障がいの中でも種別ごとに結果を分けて欲しい。</u> 特に生活で困っていること・不安なことについては、種別によって違うもの、種別に関わらず共通するものに分けた上で計画を検討して欲しい。  | D    | 今回の計画は、国が定める基本指針に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の見込量の設定やその基盤整備に向けた方策などを定める計画になります。そのため、策定にあたっては、障がい福祉サービス事業所を通じてサービスを利用する人へアンケート調査を実施し、利用実態や意向の把握を行いました。令和8年度に障がいのある人等の施策に関する基本的な事項を定めた「芦屋市障がい者(児)福祉計画第8次中期計画」等を策定する際には、障がい種別に応じた課題の把握に努めるため、アンケート調査の対象者の見直しを図り、計画策定に取り組んでまいります。 |

| 番号 | 該当箇所                                      | 頁        | 市民からの意見(原文)   | 取扱区分 | 市の考え方   |
|----|---|----------|---|------|---|
| 3  | 第3章<br>4 アンケート調査の結果<br>18歳未満(まとめ)         | 39ページ    | 18歳未満アンケートでは「 <u>将来に対する不安</u> 」が大きく見られる。18歳未満の子どもとその親、指導者も含め、 <u>18歳以上の当事者モデルと交流する場があればよいのではないか？またはあるのかもしれないが、あまり知られていないので、周知に向け積極的な発信を。</u> (当事者モデルの話で解消できる不安もあると思う。身障協を活用してもよいのでは?)   | B    | ご意見のとおり、障がいのある人や保護者の方同士が交流を図り、相談しあえることは、重要であると認識しています。日常の困りごとや不安なことを少しでも解消していただけるよう、障がいのある子どもを育てた先輩パパママによる講演会や気軽に相談できる機会を設けたり、障がいのある子どもの特性を理解し、より良い関わり方を学ぶ保護者向けのプログラム(P52)を実施しています。引き続きそのような機会を活用していくとともに、「ピアサポート活動」(P53)の実施に向けた研究や関係団体との連携により、今後も様々な場を通して交流できる機会を検討するとともに、多様な媒体を活用し、周知に努めてまいります。                                       |
| 4  | 第3章<br>5 インタビュー調査の結果                      | 41～47ページ | 今回の計画は、障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を計画するもので、その点ではニーズや社会情勢を基に数値を導いているのは理解できるが、例えば原案P41～47(事業所インタビュー)の現場の声にあるように、 <u>事業所の職員の人手不足、相談支援員の不足等、現場はひっ迫しており疲弊しているのが実態だ。そこを改善せずに量の確保は難しいと思う。</u>   | A    | ご意見のとおり、事業所における人材が不足しているという声が寄せられ、人材確保・定着が重要な課題であると認識しています。解決策のひとつとして、「芦屋の障がい福祉がまるっとわかる『まるっと説明会』」を開催し、近隣の福祉・保育系の大学にチラシを配布するなど、福祉現場での就労を目指す方に対して興味を持ってもらえるよう、芦屋市内の障がい福祉サービス事業所を紹介するパネル展示などの取り組みを実施しているところです。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていただくためには、安定した障がい福祉サービス等の提供が必要不可欠であるため、人材確保・人材定着に向けた取り組みについて近隣市の状況等を把握し、事業所等と連携を図り、効果的な支援策を検討してまいります。 |
| 5  | 第4章<br>1 数値目標について<br>(1) 福祉施設から地域生活への移行促進 | 49ページ    | 最初に「概要版」を読んだら、「目標値の設定」のトップに、「施設入所者の地域への移行」「施設入所者の減少」が掲げられていることに驚いた。「本編」49ページを読んだら、「国指針」で「 <u>施設利用者を減らす</u> 」ことが目標とされ、それに「 <u>忠実に従った</u> 」ことが分かる。「国と自治体は対等」との「思想の欠如」が「素直？」すぎる。わずかに63ページに『施設入所支援』については、数値目標に掲げられている数値に合わせているが、 <u>一定数の利用ニーズはあるため云々</u> と記載しているが、このような「 <u>国に忖度する姿勢</u> 」を、きっぱりと改めていただきたい。 | D    | 本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第88条第1項「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」という規定に基づき、策定しているものです。数値目標については、基本指針に基づき設定していますが、福祉施設から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する障がいのある人が地域での暮らしを継続することができるよう、支援しています。  |

| 番号 | 該当箇所                                 | 頁            | 市民からの意見(原文)   | 取扱区分 | 市の考え方   |
|----|--------------------------------------|--------------|---|------|---|
| 6  | 第3章<br>4 アンケート調査の結果<br>5 インタビュー調査の結果 | 34～48<br>ページ | <p>34ページ以後の「今後3年以内に利用したいサービス」「困っていること・不安なこと」「子どもが将来利用したい(して欲しい)サービス」等々の記述にも、『施設系サービス』の希望・ニーズのたかまり」「住まい、施設があるかどうか不安」「家族・保護者の健康・体力への不安」などが、随所に表明されている。</p> <p>42ページ以後のインタビューでも、施設の必要性を前提として「担い手不足の深刻さ」が多く語られている。「地域への移行」を進めるとしても、「居場所」「活動場所」「グループホーム」「放課後デイサービス」などと、「担い手(職員や送迎者、等々)不足の解消」の声は切実だ。せつかくのアンケートやインタビューが、計画策定に活かされていない。</p> <p>国の言うことに追随した「施設入所者の減少」を自己目的化することを改めるよう重ねて求める。</p> <p>また、「<u>担い手不足</u>」の深刻さに<u>どうこたえるのか</u>。</p> <p>わずかに、58ページに「ヘルパーの確保」「従事者の養成」との文言があるだけで、<u>そこには「数値目標」はない</u>。「市民意見を募集」した以上、「施設」と「人」の拡充を計画に盛り込むよう、<u>しっかり見直していただきたい</u>。</p> | B    | <p>ご意見のとおり、今回実施したアンケートやインタビュー調査において、障がい福祉サービス事業所における人材不足、住まいに対する不安といった声が寄せられており、障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、人材確保・定着、事業所の整備が重要な課題であると認識しています。人材確保・定着に向けた解決策のひとつとして、「芦屋の障がい福祉がまるっとわかる『まるっと説明会』」を開催し、近隣の福祉・保育系の大学にチラシを配布するなど、福祉現場での就労を目指す方に対して興味を持ってもらえるよう、芦屋市内の事業所を紹介するパネル展示などの取り組みを実施しているところです。</p> <p>また、グループホームなどの事業所の整備については、本市の限られた市域の中にすべての福祉資源を確保することは難しいですが、他市の事業所と連携を図るとともに、新規事業所の開設を促進するための補助金制度等の案内などを通じた取り組みを進めてまいります。</p> <p>なお、数値目標の設定は考えておりませんが、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、安定した障がい福祉サービス等の提供が必要不可欠であるため、近隣市の状況把握や事業所等と連携を図り、効果的な支援策を検討してまいります。</p> |
| 7  | 第3章<br>5 インタビュー調査の結果                 | 41～47<br>ページ | <p>国は社会保障費を削り、税金は防衛(軍事費)とインフラだけに使い、あとは自己負担で生きていきなさいという姿勢です。しかし、住民と一番近い自治体が住民の実態や安心に暮らしていけるための要求をいちばん聞けるところですから、その計画の数値目標をかかげてがんばってほしい。</p> <p>そうでないと市町村役所はいらないところになってしまいます。</p> <p><u>国に対して施設を減らすな、施設で働く人を増やせ、足りなさすぎと声をあげてほしい。</u></p> <p>施設の職員の人数の基準も、障がいの重い人には多いが、その施設で一生懸命対応したことで、成長・発達があり、障がいが軽くなると、職員の数は減ってよいことになる。職員が努力しないで、障がい重いままの方が配置は減らされないのか？成長・発達の課題は別にもっとあるわけで職員の人数を減らすより、増やすようにしてほしい。</p>   | D    | <p>ご意見のとおり、今回実施したアンケートやインタビュー調査において、障がい福祉サービス事業所における人材不足、住まいに対する不安といった声が寄せられており、障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、人材確保・定着、事業所の整備が重要な課題であると認識しています。全国市長会として、障がい福祉サービス事業所等の安定的な事業運営や基盤整備、人材の確保等について、必要な措置が講じられるよう、「障害福祉施策に関する提言」として国へ提出しています。</p>   |

| 番号 | 該当箇所  | 頁     | 市民からの意見(原文)  | 取扱区分 | 市の考え方   |
|----|---|-------|--|------|---|
| 8  | 第3章<br>5 インタビュー<br>調査の結果                      | 46ページ | 大阪などで利用されてるmobi(モビ:エリア内定額乗り放題)のようなサービスがあればいいと思う。高齢のご両親が車で作業所に送迎するには限界があるが、福祉サービスは利用できないという不便さ。なんとかしてほしい。                             | D    | 障がい福祉サービス事業所への送迎については、国が定める基準に基づき、各事業所において実施しておりますが、本市においても、電車やバスなどの公共交通機関の利用が困難な在宅の重度障がいのある人が障がい福祉サービス事業所への通所や通院など社会参加を図るため、福祉タクシー利用料金等助成事業を実施しています。<br>障がいの有無に関わらず、すべての移動手段となるmobiなど新たな交通サービスについては把握していますが、現在本市では、公共交通網から離れている地域(公共交通空白地)などにおいて、全国各地で導入されている新しいモビリティサービスを参考にしながら、既存の公共交通等を補完する施策を研究しています。 |
| 9  | 第4章<br>1 数値目標について<br>(7) 相談支援体制の充実・強化等        | 56ページ | P56(7)①民生委員の研修内容について、 <u>民生委員の聴覚障がい者宅訪問に課題があるので、これについても知識を深める研修をお願いしたい。</u><br><u>これを踏まえ、民生委員の訪問で連絡がつかない人へのフォロー体制構築についてもご検討ください。</u> | B    | 56ページにあります民生委員・児童委員対象の研修については、障がい者基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を目的として実施しており、いただいたご意見に関するテーマについても関係機関と調整してまいります。<br>民生委員・児童委員による障がいのある人への訪問のフォローについても支援を検討してまいります。   |
| 10 | 第4章<br>2 障がい福祉サービスに関する種類ごとの見込量<br>(3) 居住系サービス | 63ページ | <u>日中支援型のグループホームを作ってほしい。</u> 何らかの事情で就労先へ行けなくなった時でも安心してグループホームで過ごせるようにしてほしい。  | C    | グループホームの類型のひとつである日中サービス支援型グループホームは、障がいのある人の重度化・高齢化に対応するために、24時間職員を配置し、日中も含め利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、支援を行っています。本市では高浜町ライフサポートステーションに1箇所ございます。<br>なお、グループホームの整備については、本市の限られた市域の中にすべての資源を確保することは難しいですが、他市の障がい福祉サービス事業所と連携を図るとともに、新規事業所の開設を促進するための補助金制度等の案内などを行い、利用ニーズに応じた必要量を確保していきます。                          |

| 番号 | 該当箇所  | 頁            | 市民からの意見(原文)   | 取扱区分 | 市の考え方   |
|----|---|--------------|---|------|---|
| 11 | 第4章<br>3 地域生活支援事業に関する種類ごとの見込量<br>(1)必須事業          | 67～68<br>ページ | <u>地域生活支援事業の研修・啓発事業や自発的支援事業、相談支援事業等を見ても、「実施」「設置」という言葉でひとくり</u><br><u>にされており、具体的な量的・質的なものが分かりにくい。ぜひ確保方案に「引き続き～」ではなく前向きな言葉が欲しい。</u>                                       | B    | 計画は「実施」「設置」という記載にしていますが、具体的な事業等については、「見込む上での考え方、見込量確保の方策」の部分に具体的な取り組みの一部を記載しています。今後新たに取り組んでいく事業については、計画の評価機関である芦屋市自立支援協議会において、量的・質的な内容についても評価をいただきながら進めてまいります。  |
| 12 | 第4章<br>3 地域生活支援事業に関する種類ごとの見込量<br>(1)① 理解促進研修・啓発事業 | 67ページ        | <u>P67地域生活支援事業において、各町内会・自治会で地区に</u><br><u>所属する障がい者のことをどれだけ認識しているか？調査して欲しい。</u><br><u>地域と関わりを持とうとしない障がい者が多い中、各町内会・自治会でも管轄地域での障がい者の存在を認識してないのではないか？</u>                   | D    | 障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、助け合いながら、住み慣れた地域で暮らすことが重要であると認識しています。<br>また、本市では、緊急・災害時要援護者台帳に登録された情報の一部を抜粋した要配慮者名簿を作成し、受領を希望されている自治会・自主防災会、民生委員・児童委員などに提供し、情報を把握していただいているところです。<br>アンケート調査を実施することは考えていませんが、緊急・災害時要援護者台帳を通じた平常時からの地域の関わり合いやイベントなどを通じて、地域での障がい理解の促進に取り組んでまいります。          |
| 13 | 第4章<br>3 地域生活支援事業に関する種類ごとの見込量<br>(1)⑤ 意思疎通支援事業    | 69ページ        | <u>P69意思疎通支援事業について、利用方法を知っている人に</u><br><u>偏りがあるので、利用方法を知らない人にも利用頂けるよう</u><br><u>周知方法についてご検討ください。</u> (利用者は聴覚障がい者だけでなく、行政、公的機関、学校、お店なども希望があれば利用できるよう周知が必要、周知のためのパンフ作成など) | B    | 本市の手話通訳者・要約筆記者等派遣事業は、公的機関及び医療機関に赴く場合などで、手話通訳者等を得られない場合や市が主催する行事において、聴覚障がいのある人の生活の安定及び社会参加の促進が図られるよう、実施しています。<br>また、本市の派遣事業に該当しない場合においても、芦屋市社会福祉協議会が設置するボランティア活動センターなどを通じた派遣も実施しています。<br>事業概要については、市ホームページへの掲載や身体障害者手帳取得時に説明しています。今後ボランティア活動センターなどを通じた派遣も含め、様々な機会をとらえて周知してまいります。 |

| 番号 | 該当箇所   | 頁 | 市民からの意見(原文)   | 取扱区分 | 市の考え方  |
|----|--------|---|---|------|--|
| 14 | 該当項目なし | — | 災害時の時の福祉避難所を確実に開設してほしい。今回能登の地震で行き場のない障がい者のニュースを何度も見た。   | D    | 本市では、災害発生時に必要に応じて障がいのある人や高齢者など、一般の避難所生活において配慮を必要とする要配慮者が一時的に生活する場所として小学校などの1次避難所内での福祉避難室や2次的な避難所となる福祉避難所を整備しています。<br>福祉避難所の開設が必要な場合には、速やかに開設できるよう体制の整備に努めてまいります。               |
| 15 | 該当項目なし | — | 前回計画には防災についても入っていたが、今回の計画にはなし？防災課との連携で障がい者を中心とした避難訓練を実施して欲しい。(まずは福祉センターで職員や障がい者とその家族、地域の人たちで避難訓練を実施して欲しい) | D    | 防災については、今回の計画とは異なる障がいのある人等の施策に関する基本的な事項を定めた令和3年に策定の「芦屋市障がい者(児)福祉計画第7次中期計画」において記載しています。<br>個別避難計画の策定の推進や障がいのある人に地域の防災訓練へ積極的に参加をしてもらえよう、防災安全課と連携し、情報提供などに努め、地域防災活動と一体的に進めてまいります。 |